

利用料金表

令和6年8月1日～適用

利用者負担段階	本人・世帯の収入所得	預貯金等	保険適用											保険外				自己負担額合計(A+D)	(高額介護を適用した場合)自己負担限度額+(D) 1段階:¥15,000 2段階:¥15,000 3段階:¥24,600 4段階:¥44,400	利用者月額(2割負担)(B+D) (高額介護を適用した場合) 注)課税所得380万円(年収約770万円以上の方は除く)	利用者月額(3割負担)(C+D) (高額介護を適用した場合) 注)課税所得380万円(年収約770万円以上の方は除く)			
			施設介護サービス費①	栄養ケアマネ強化加算(1日当り)②	個別機能訓練加算(I)(1日当り)③	個別機能訓練加算(II)(1日当り)④	日常生活継続支援加算(I)(1日当り)⑤	看護体制加算(I)口(1日当り)⑥	夜勤職員配置加算(I)口(1日当り)⑦	科学的介護推進体制加算(II)(1日当り)⑧	介護職員等処遇改善加算(I)(31日利用の場合)⑨	月合計(月:31日)①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	利用者負担(1割負担)(A)	利用者負担(2割負担)(B)	利用者負担(3割負担)(C)	食費	居住費					合計	月合計(月:31日)(D)	
1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給している方	預貯金等が 単身 1,000万円、 夫婦 2,000万円以内	介護1	5,890	110	120	200	360	40	130	50	28,896	235,296	23,530	300	0	300	9,300	32,830	24,300				
			介護2	6,590								31,934	260,034	26,003					35,303	24,300				
			介護3	7,320								35,102	285,832	28,583					37,883	24,300				
			介護4	8,020								38,140	310,570	31,057					40,357	24,300				
			介護5	8,710								41,135	334,955	33,495					42,795	24,300				
2段階	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金(障害年金、遺族年金)収入額の合計額が80万円以下の方	預貯金等が 単身 650万円、 夫婦 1,650万円以内	介護1	5,890	110	120	200	360	40	130	50	28,896	235,296	23,530	390	430	820	25,420	48,950	40,420				
			介護2	6,590								31,934	260,034	26,003					51,423	40,420				
			介護3	7,320								35,102	285,832	28,583					54,003	40,420				
			介護4	8,020								38,140	310,570	31,057					56,477	40,420				
			介護5	8,710								41,135	334,955	33,495					58,915	40,420				
3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金(障害年金、遺族年金)収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	預貯金等が 単身 550万円、 夫婦 1,550万円以内	介護1	5,890	110	120	200	360	40	130	50	28,896	235,296	23,530	650	430	1,080	33,480	57,010	57,010				
			介護2	6,590								31,934	260,034	26,003					59,483	58,080				
			介護3	7,320								35,102	285,832	28,583					62,063	58,080				
			介護4	8,020								38,140	310,570	31,057					64,537	58,080				
			介護5	8,710								41,135	334,955	33,495					66,975	58,080				
3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金(障害年金、遺族年金)収入額の合計額が120万円超の方	預貯金等が 単身 500万円、 夫婦 1,500万円以内	介護1	5,890	110	120	200	360	40	130	50	28,896	235,296	23,530	1,360	430	1,790	55,490	79,020	79,020				
			介護2	6,590								31,934	260,034	26,003					81,493	80,090				
			介護3	7,320								35,102	285,832	28,583					84,073	80,090				
			介護4	8,020								38,140	310,570	31,057					86,547	80,090				
			介護5	8,710								41,135	334,955	33,495					88,985	80,090				
4段階	・上記以外の方	・上記以外の方	介護1	5,890	110	120	200	360	40	130	50	28,896	235,296	23,530	47,059	70,589	1,445	915	2,360	73,160	96,690	96,690	117,560	117,560
			介護2	6,590								31,934	260,034	26,003	52,007	78,010					99,163	99,163	117,560	117,560
			介護3	7,320								35,102	285,832	28,583	57,166	85,750					101,743	101,743	117,560	117,560
			介護4	8,020								38,140	310,570	31,057	62,114	93,171					104,217	104,217	117,560	117,560
			介護5	8,710								41,135	334,955	33,495	66,991	100,486					106,655	106,655	117,560	117,560

①施設介護サービス費.....基本料金です。  
 ②栄養ケアマネ強化加算.....栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行い栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用した場合に算定します。  
 ③個別機能訓練加算(I).....配置された機能訓練指導員が個別に計画を作成し計画の範囲で必要に応じて機能訓練指導を行った場合に算定します。  
 ④個別機能訓練加算(II).....個別機能訓練加算(I)を取り組み、計画書等を厚生労働省に提出しサービス提供にあたり情報を活用した場合に算定します。  
 ⑤日常生活継続支援加算(I).....認知症高齢者等が一定割合以上入所しており一定割合以上の介護福祉士を配置している場合に算定します。  
 ⑥看護体制加算(I)口.....常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定します。  
 ⑦夜勤職員配置加算(I)口.....配置基準以上の夜勤者(4名以上)を配置している場合算定します。  
 ⑧科学的介護推進体制加算(II).....日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、疾病の状況、認知症の状況等の心身状態に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しサービス提供にあたり情報を活用した場合に算定します。  
 ⑨介護職員等処遇改善加算(I).....介護職員等の処遇改善を目的に介護保険適用額の14.0%を算定します。  
 ※ 上記とは別に状況に応じて算定する加算がありますので詳細は重要事項説明書をご覧ください。